

# 法人市民税 申告書作成の手引き

## 目 次

### ○共通事項

- ・ 法人情報の記載例 1 ページ
- ・ 税率表 2 ページ
- ・ 従業者数の考え方 3 ページ

### ○パターン別 確定申告書記載例

- ・ 税務署に申告した法人税が 0 円以下だった場合 4 ページ
- ・ 伊勢崎市にのみ事務所等がある法人 5 ページ
- ・ 伊勢崎市以外にも事務所等がある場合 6 ページ
- ・ 申告する事業年度が 1 年に満たない場合 7 ページ
- ・ 同一事業年度で予定申告を行った場合 8 ページ
- ・ 予定申告した分の還付が発生する場合 9 ページ

### ○予定申告書記載例 10 ページ

### ○納付書記載例 11 ページ

## 申告書の提出について

### ○郵送での提出

受付印を押した控えが必要な場合は、**申告書のコピー** および **返信用封筒**（宛先を記入し切手を貼ったもの）を同封してください

提出先 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市 市民税課 法人市民税係

### ○窓口での提出

控えに受付印の押印が必要な場合は、**申告書のコピー**をお持ちください

提出先 伊勢崎市役所 本館 2 階 市民税課（20番窓口）

# 法人情報の記載例

受付印	提出日を記入 年 月 日			※ 処理番号 申告区分 060	
			伊勢崎市長宛		法人番号 申告年月日 年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店住所と併記)</small>	本店住所を記入（本店が市外の場合は伊勢崎市にある支店の住所も記入）			<b>法人の主な事業種目を記入</b> <small>1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の更正、決定、再更正による。</small>	
	〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇				
(ふりがな)	〇〇〇〇〇..〇〇〇〇〇〇			<b>期末現在の資本金の額又は出資金の額</b> <small>兆 千 百 十 万 千 百 十 万</small> <b>3000000</b>	
法人名	〇〇会社 〇〇〇〇				
(ふりがな) 代表者氏名	〇〇〇..〇〇〇〇	(ふりがな) 経理責任者氏名	〇〇〇〇	<b>期末現在の資本準備金の額及び合算額</b> <small>兆 千 百 十 万 千 百 十 万</small> <b>3000000</b>	
04年 04月 01日から 05年 03月 31日まで				事業年度分又は連続事業年度分 の市町村民税の確定申告書	

申告する事業年度を記入

※事業年度は、前の事業年度終了の翌日（はじめての事業年度の場合は設立の日）から決算日（解散等の場合を除く）までです

それぞれ

資本金（出資金）の額

資本金の額及び資本準備金の額の合算額

資本金等の額

を記入

※資本金等の額について

くわしくは「法人市民税のしおり」の  
3ページをご覧ください

債権額		相手方	
(使途別区分額等)			
法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立益に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額及び前項課税額及びその 他の控除額 ①+②+③+④	⑤	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
この申告で市町村が事業所を有する者に係る課税額 ⑤×⑥	⑥	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
とある人は自己又は配偶者又は扶養親族の法人税額	⑦		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
外県の会社等に於ける未清算損益又は償却損又は販売損等の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮貸借契約に基づく法人税額の控除額	⑪		
被引法人税額 ⑥-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑩-⑪-⑫	⑬	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
既に納付の確定した当期分の法人税額	⑭	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
租税条約の実施に係る法人税額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税額 ⑬-⑭-⑮	⑯	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
均等割額において務所等をしていて月数	⑯	月	円× $\frac{9}{12}$
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑱	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑯+⑰	⑲	兆 千 百 十 万 千 百 十 万	0.0
⑳のうち見込納付額	⑳		
差引 ⑯-⑰	㉑		

①から⑯までは 法人税額

⑯から⑲までは 均等割額

⑲から㉑までは 法人税額と均等割額の合計額 を計算します

# 税率表

## 均等割税率表

資本金等の額	市内事務所等の従業者数	均等割の税率（年額）
・公共法人および公益法人等のうち、均等割を課す ことができないもの以外のもの（独立行政法人で収 益事業を行うものを除く。）		
・人格のない社団等		60,000円
・一般社団法人および一般財団法人		
・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金 の額または出資金の額を有しないもの		
1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
	50人を超える	144,000円
1,000万円を超え	50人以下	156,000円
1億円以下の法人	50人を超える	180,000円
1億円を超え	50人以下	192,000円
10億円以下の法人	50人を超える	480,000円
10億円を超え	50人以下	492,000円
50億円以下の法人	50人を超える	2,100,000円
50億円を超える法人	50人以下	492,000円
	50人を超える	3,600,000円

## 法人税割税率表

令和元年10月1日以後に開始した事業年度	8.4%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに 開始した事業年度	12.1%

# 従業者数の考え方

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準			当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	人	人
合	計	(2)	(23)	(24)	

法人税割額を求める際に使います ←

※伊勢崎市以外にも事務所等がある場合は記入してください

下記の伊勢崎市にある事務所等に勤務する従業員数と、  
伊勢崎市以外にある事務所等に勤務する従業者数の  
合計を記入してください。

法人税割額を求める際に使います ←

※伊勢崎市以外にも事務所等がある場合は記入してください

法人から、給与等を受ける者(給与を受ける役員も含む)のうち、

伊勢崎市にある事務所等に勤務する者の数です。

算定期間の中途で事務所等を新設または廃止した場合や

従業者数に著しい変動があった事務所等の場合については

従業者数の計算に特例があります。

※計算の特例について  
くわしくは「法人市民税のしおり」の  
4ページをご覧ください

均等割の税率を求める際に使います ←

法人から、給与等を受ける者(給与を受ける役員も含む)のうち、  
伊勢崎市にある事務所等に勤務する者の数です。

アルバイト・パート等の数については

以下の計算の特例を使うことができます。

アルバイト等の数については、算定期間の末日を含む  
直前の1ヶ月のアルバイト等の総勤務時間数を  
170で割った数値を使用することができます。  
(1人に満たない端数は1人とします)

例) R 4.4.1～R 5.3.31の事業年度の確定申告

役員（給与あり） 1名

正社員 2名

アルバイト 10名 (R 5.3月の勤務時間数は10人の合計が800時間) の場合  
→ アルバイトの人数 :  $800 \div 170 = 4.70\cdots$

1人に満たない端数を1人とするため 5人

$1+2+5=8$  で従業者数は8人となります。

# 税務署に申告した法人税が0円以下だった場合

摘要		課税標準		
		十億	百万	千円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその 法人税割額	⑤	000	十億	百万
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 ( $\frac{⑥}{⑦} \times ⑧$ ) となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	⑥	000	十億	百万
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は差引控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧			
外国の法人税等の額の控除額	⑨			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩			
差引法人税割額 $⑤ - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩$ 又は $⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩$	⑪			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額 $⑪ - ⑫ - ⑬$	⑭			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯ 12月	60000 円 $\times \frac{⑯}{12}$	⑯ 60000
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		00
	この申告により納付すべき均等割額 $⑯ - ⑰$	⑱		60000
	この申告により納付すべき市町村民税額 $⑭ + ⑱$	⑲		60000
	⑯のうち見込納付額	⑳		
差引	$⑯ - ⑰$	㉑		60000
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	当該市町村分の従業者数	当該市町村分の場所に用いる従業者数
		人	人	人
合計		㉒	㉓	㉔ 3

法人税が0円だった場合は  
法人税割は発生しません

⑯ 均等割の税率を記入

※資本金の額及び資本準備金の額の合算額 および  
資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が  
50人以下の場合の税率は 60,000円です

税率表は2ページです

⑯ 税率  $\times 12/12$ の額を記入

⑯ - ⑰の額を記入

⑯の額を記入

⑯の額を記入

⑯ 均等割の従業者数を記入

(伊勢崎市にある事務所等に勤務する者の数)

従業者数の考え方  
3ページです

# 伊勢崎市にのみ事務所等がある法人

摘要		課税標準		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		+ 億 百万 千 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		123450		
還付法人税額等の控除額				
退職年金等積立金に係る法人税額				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその 法人税割額		⑤ 123,000	8.4	+ 億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 (⑤×⑥)となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額		⑥ 000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
外国の法人税等の額の控除額				
仮表記理に基づく法人税割額の控除額				
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑪-⑫-⑬-⑭-⑮		1030 0		
既に納付の確定した当期分の法人税割額		0 0		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬		1030 0		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯ 12	月	60000 円 × $\frac{8}{12}$ ⑯ 60000
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		0 0
	この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑱		6000 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑯		⑲		7030 0
⑯のうち見込納付額		⑳		
差引 ⑯-⑰		㉑		70300
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称		分割基準		
事務所、事業所又は寮等の所在地		当該法人の全従業者数 左のうち当該市町 村の従業者数 人	当該市町村の均等 割の税率適用区分に 用いる従業者数 人	
合 計		㉒	人	㉔ 3

① 税務署に提出した法人税の申告書（別表1）の  
10欄の額を記入

⑤ ①+②-③+④の額を記入（千円未満切捨）…… A  
Aの金額に8.4%をかけた金額を記入

左の例の場合  $123,000 \times 0.084 = 10,332$

税率表は2ページです

⑪ ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩の額を記入（百円未満切捨）

⑭ ⑪-⑫-⑬の額を記入

⑮ 均等割の税率を記入

※資本金の額及び資本準備金の額の合算額 および  
資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が  
50人以下の場合の税率は 60,000円です

税率表は2ページです

⑯ 税率 × 12/12の額を記入

⑰ ⑯-⑰の額を記入

⑲ ⑯+⑰の額を記入

従業者数の考え方  
3ページです

⑳ ⑯-⑰の額を記入

㉔ 均等割の従業者数を記入

# 伊勢崎市以外にも事務所等がある法人

摘要		課税標準		
		十億	百万	千円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		123450	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその 法人税割額	⑤	123,000		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 (①×③)	⑥	73,000	8.4	6132
市町村民税の特定附帯金税額控除額	⑦			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧			
外国の法人税等の額の控除額	⑨			
仮想経理に基づく法人税割額の控除額	⑩			
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪			6100
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬	⑭			6100
均 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12	月	60000 円 × $\frac{⑫}{12}$ ⑯
等 割 額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			00
この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑯	⑱			60000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑪+⑯	⑲			66100
⑯のうち見込納付額	⑳			
差 引 ⑯-⑳	㉑			66100
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村外の地等 の従業者数に 基づき適用区分に 応じて従業者数を 算出する
名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地		当該法人の全従業者数	当該市町村外の地等 の従業者数	従業者数
合 計	㉒	5	㉓	3
	㉔			3

㉑ 法人全体での従業者数を記入

㉒ 伊勢崎市にある事務所等に勤務する従業者数を記入

従業者数の考え方  
3ページです

① 税務署に提出した法人税の申告書（別表1）の10欄の額を記入

⑤ ①+②-③+④の額を記入（千円未満切捨）

⑥ ⑤/㉒×㉓の額を記入（千円未満切捨）……A

左の例の場合  $123,000/5 \times 3 = 73,800$ 、千円未満切捨 73,000

Aの金額に8.4%をかけた金額を記入

左の例の場合  $73,000 \times 0.084 = 6,132$

税率表は2ページです

⑪ ⑥-⑦-⑧-⑨-⑩の額を記入（百円未満切捨）

⑭ ⑪-⑫-⑬の額を記入

税率表は2ページです

⑮ 均等割の税率を記入

※資本金の額及び資本準備金の額の合算額 および

資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が

50人以下の場合は 60,000円です

⑯ 事業年度が1年ちょうどの場合は⑮と同額を記入

⑰ ⑯-⑪の額を記入

⑲ ⑭+⑯の額を記入

従業者数の考え方  
3ページです

㉑ ⑯-㉒の額を記入

㉔ 均等割の従業者数を記入

（伊勢崎市にある事務所等に勤務する者の数）

# 申告する事業年度が1年に満たない場合

摘要		課税標準	
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその 法人税割額 $(\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④})$	⑤	000	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 ( $\frac{\text{⑤}}{\text{②}} \times \text{⑥}$ ) となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	⑥	000	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧		
外国の法人税等の額の控除額	⑨		
仮想経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 $(\text{⑤} - \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨})$ 又は $(\text{⑥} - \text{⑦} - \text{⑧})$			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 $(\text{⑩} - \text{⑪} - \text{⑫})$			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	→ ⑯ 10 月	60000 円 × $\frac{⑯}{12}$ ⑯ 50000
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯	00
	この申告により納付すべき均等割額 $(\text{⑩} - \text{⑯})$	⑯	50000
	この申告により納付すべき市町村民税額 $(\text{⑬} + \text{⑭})$	⑯	50000
	⑯のうち見込納付額	⑯	
差引	$(\text{⑬} - \text{⑯})$	⑯	50000
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準	当該市町村の均等 割の税率適用区分に 応じて用いる従業者 数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の従業者数 のうち当該市町 村の従業者数	人
			人
合計		人	人
			3

申告する事業年度が1年に満たない場合は  
均等割の計算に注意が必要です

⑯ 申告する事業年度の月数を記入

例1) R 4.5.10～R 5.3.31の事業年度

10ヶ月と21日なので、21日を切捨、10ヶ月とする

例2) R 4.5.10～R 4.5.31の事業年度

0ヶ月と21日(1ヶ月未満)なので、1ヶ月とする

均等割の税率を記入

※資本金の額及び資本準備金の額の合算額 および

資本金等の額が1000万円以下で、従業者数が

50人以下の場合は 税率は 60,000円です

税率表は2ページです

⑯ 税率 × ⑯ の月数/12の額を記入

左の例の場合  $60,000 \times 10/12 = 50,000$

⑯ ⑯ - ⑯ の額を記入

# 同一事業年度で予定申告を行った場合

摘要		課税標準		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億 百万 千 円	123450	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその 法人税割額	⑤	123 000	8.4	十億 百万 千 円 10332
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 ( $\frac{⑤}{⑥} \times ③$ ) となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧			
外国の法人税等の額の控除額	⑨			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩			
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪			103 00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			400 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬	⑭			63 00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12 月	60000 円 × $\frac{⑯}{⑯}$	60000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			30000
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑱			30000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑯	⑲			36300
⑯のうち見込納付額	⑳			
差引 ⑯-⑳	㉑			36300
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	このうち当該市町 村分の従業者数	当該市町村等の均等 割の税率適用区分に 用いる従業者数
合 計		23	人23	23

同一事業年度で予定申告を行った場合には  
確定申告の際に予定申告分を差引します

⑫ 予定申告した法人税割額を記入

⑯ ⑪-⑫-⑬の額を記入

⑰ 予定申告した均等割額を記入

⑲ ⑯-⑰の額を記入

⑳ ⑯+⑲の額を記入

㉑ ⑯-㉑の額を記入

## 予定申告した分の還付が発生する場合

摘要		課税標準		
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		①	123450	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②		
還付法人税額の控除額		③		
退職年金等積立金に係る法人税額		④		
課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額及びその 法人税割額		⑤	123000	8.4
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別課税法人税額及びその法人税割額		⑥	000	
市町村民税の特定寄附金税額控除額		⑦		
外国關係会社等に係る控除並非所得控除等相当額又は個別控除并非所得控除等相当額の控除額		⑧		
外国の法人税等の額の控除額		⑨		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑩		
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩		⑪		10300
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑫		12000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑬		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬		⑭		△1700
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12月	60000円× $\frac{1}{12}$ ⑯
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		30000
	この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑯	⑱		30000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑯		⑲		30000
⑯のうち見込納付額		⑳		
差引 ⑯-⑳		㉑		30000
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称		分割基準		
		被控除の申告額 支拂いの申告額 支拂いの申告額 支拂いの申告額		
合 計		3		
指 場 定 合 部 市 に 申 の 告 す る 算	区 名	月数	従業者数	均等割額
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
決算確定の日		年 月 日	法人税の申告書の種類	
解散の日		年 月 日	青色、その他	
年 月 日		空欄の申告書の表記	要・否	
年 月 日から 年 月 日まで		法人税の申告書の表記	有・無	
この申告が 中間申告の 場合の計算期間		年 月 日から 年 月 日まで	有・無	
還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法		○○ 銀行 ○○ 支店		
口座番号(普通) 当座		1 2 3 4 5 6 7		
還付請求税額		年 月 日	1700	
法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額		年 月 日		

⑫ 予定申告した法人税割額を記入

⑯ ⑪-⑫-⑬の額を記入

マイナスになる場合は金額の頭に  
△または-をつける

⑰ 予定申告した均等割額を記入

⑲ ⑯-⑰の額を記入

⑲ この申告で納付する法人市民税の額を記入

㉑ ⑲-㉑の額を記入

→ 還付金の振込先を記入

→ 還付となる金額を記入

# 予定申告書 記載例

摘要		税額
		万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①の金額)	①	3000000
予定申告税額 (①× <sup>6</sup> 前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	1500000
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	1500000
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	6月
60,000 円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	300000
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦	1800000

- ① 申告する事業年度の前の事業年度に伊勢崎市に申告した法人税割額を記入
- ② ①×6/前の事業年度の月数  
左の例の場合  $300,000 \times 6/12 = 150,000$   
※ここでの月数は1ヶ月未満の端数は1ヶ月とします  
例) 前の事業年度がR3.4.15～R4.3.31だった場合、月数は12となります
- ④ ②-③の額を記入
- ⑤ 算定期間中に事務所等があった月数
- ⑥ 均等割税額×⑤/12の額を記入
- ⑦ ④+⑥の額を記入

税率表は2ページです

## 予定申告不要の場合

前の事業年度の法人税額×6/前の事業年度の月数 が10万円以下の法人 や  
普通法人以外の法人（公益法人等）は 予定申告は不要です。  
予定申告が不要の場合は事業年度終了後に確定申告書を提出してください。

# 納付書 記載例

市町村コード 102041		法人市民税領収済通知書 ④	
群馬県 伊勢崎市		(原符)	
口座記号 00110-0-960245		初 入 金 伊勢崎市会計管理者	
所在地及び法人名 伊勢崎市○○町○○番地○ 株式会社 ○○○○			
申告年月日 年 月 日 4・4・1 25・3・31 確定( )		申告年月日 年 月 日 4・4・1 25・3・31 確定( )	
法人税割額 01 均等割額 02 延滞金 03 督促手数料 04 合 計 額 05		法人税割額 01 均等割額 02 延滞金 03 督促手数料 04 合 計 額 05	
10300 60000  10300 60000  70300		10300 60000  10300 60000  70300	
納期帳 性別 姓 名 伊勢崎市役所 〒308-0274 新里支所 千葉銀行東京 支店 支店 印		納期帳 性別 姓 名 伊勢崎市役所 〒308-0274 新里支所 千葉銀行東京 支店 支店 印	
上記のとおり記入します。(金額は税込) 上記のとおり記入しました。(金額は税込)			

3片とも同じ内容を記入してください

法人名・本店住所を記入

事業年度を記入

8桁の管理番号を記入

申告の種類を記入  
(確定・予定など)

法人税割額01欄

- 確定申告の場合 ⑭の金額を記入
- 予定申告の場合 ④の金額を記入

均等割額02欄

- 確定申告の場合 ⑯の金額を記入
- 予定申告の場合 ⑥の金額を記入

合計額05欄

- 確定申告の場合 ⑰の金額を記入
- 予定申告の場合 ⑦の金額を記入